

平成二十一年二月二十四日受領
答弁第一二二三号

内閣衆質一七一第一二三号

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出本年二月十八日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出本年二月十八日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する質問
に対する答弁書

一について

本年一月二十四日に行われた麻生内閣総理大臣とメドヴェージェフ・ロシア連邦大統領との間の電話会談において、メドヴェージェフ大統領から、サハリンで行われるLNGプラントの稼働を記念する式典に麻生内閣総理大臣を招待したい、式典の際には、別途、麻生内閣総理大臣との間で二国間のすべての問題について話し合いたいとの申出があり、今般、麻生内閣総理大臣がこれを受け入れたものである。

二及び三について

麻生内閣総理大臣は、メドヴェージェフ大統領との間で首脳会談を行ったほか、サハリンIIプロジェクトのLNGプラント稼働式典等に出席した。

四、六及び七について

御指摘のような懸念や意見が外務省内にあるとは承知していない。

五について

政府としては、我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という。）に基づき、千島列島及び我が国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部等に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したが、サンフランシスコ平和条約は、これらの地域の最終的な帰属について規定しておらず、その最終的な帰属は未定であるとの立場である。